

広島県告示第八百三十号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によって、重要港湾尾道糸崎港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和五年二月二日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所三原支所において縦覧に供する。

令和四年十月三十一日

尾道糸崎港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 重要港湾尾道糸崎港放置等禁止区域

歌地区

1 区域の範囲

基点一から基点五までの各点を順次結んだ線及び基点五から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

2 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 尾道市山波町の国土地理院四等三角点「小倉ノ内」（北緯三四度二四分四〇秒九八七五、東経一三三度一三分三四秒四三八八、標高一八・〇七メートル）

基点一 基準点から一二二度一三分一九秒の方向一、一八八・四三メートルの点

基点二 基点一から四六度四二分〇八秒の方向二〇・〇〇メートルの点

基点三 基点二から一三六度四二分〇九秒の方向一一三・二六メートルの点

基点四 基点三から一七二度五六分一九秒の方向三九六・〇五メートルの点

基点五 基点四から二二〇度〇一分四八秒の方向二二二・八四メートルの点

二 重要港湾尾道糸崎港放置等禁止物件

漁船以外の船舶及び当該船舶の係留の用に供する工作物